

I . 監査業界の概観

I. 監査業界の概観

1. 公認会計士の状況

(1) 公認会計士制度の導入

日本の公認会計士制度は、昭和 2 年に施行された計理士法がその原点となっており、第二次世界大戦の終結後、経済社会の復興や民主化が進められる中、財務諸表の信頼性確保を目的に、監査証明を主な業務とする監査及び会計の専門家の資格を定めるものとして、昭和 23 年、計理士法を廃止して導入された。

具体的には、昭和 22 年に証券取引法（現「金融商品取引法（以下「金商法」という。）」）が公布され、株式、社債などの有価証券を発行又は募集する会社は届出をしなければならないとされたが、昭和 23 年の証券取引法の全部改正と公認会計士法（以下「法」という。）の公布・施行により、上場有価証券の発行者に公認会計士による監査証明の取得が義務付けられることとなった。

これに伴い、公認会計士試験の実施等のために会計士管理委員会（所掌事務の移管等を経て、昭和 27 年に公認会計士審査会となり、平成 16 年に現在の公認会計士・監査審査会に拡充・改組）が設置された。また、昭和 24 年に企業会計原則、昭和 25 年に監査基準が公表された。

現在の法には、公認会計士の使命と職責について、以下のように明記されており、公認会計士は、監査証明業務であれ非監査証明業務であれ、常にその使命と職責を自覚し、業務を遂行しなければならない。

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（法第 1 条）。」

「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（法第 1 条の 2）。」

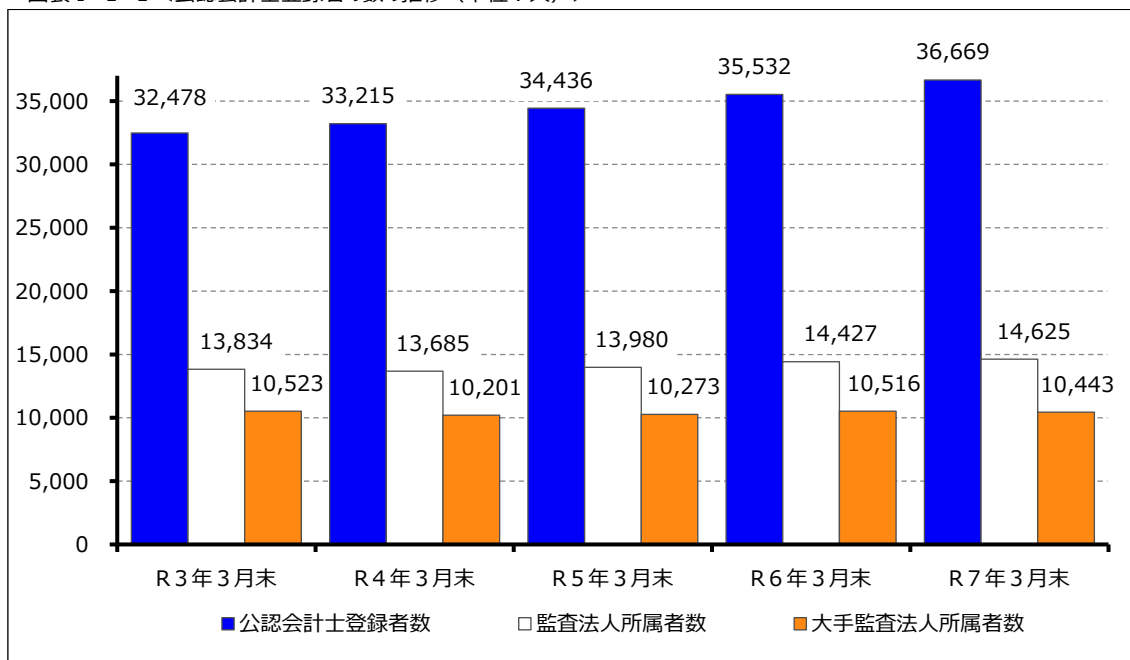
(2) 公認会計士の状況

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件（業務補助、実務補習等）を満たした上で、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に備えられている名簿に登録を受けなければならない（法第 3 条、第 17 条、第 18 条）。

公認会計士登録者数はここ数年緩やかに増加しているが、監査法人所属者数は公認会計士登録者数ほど増加しておらず、登録者数に占める監査法人所属者数の割合は年々低下し、令和 3 年 3 月末（42.6%）から令和 7 年 3 月末（39.9%）においても引き続き減少傾向

となっている。なお、監査法人所属者のうち大手監査法人所属者は約 7 割を占めている（図表 I - 1 - 1）。

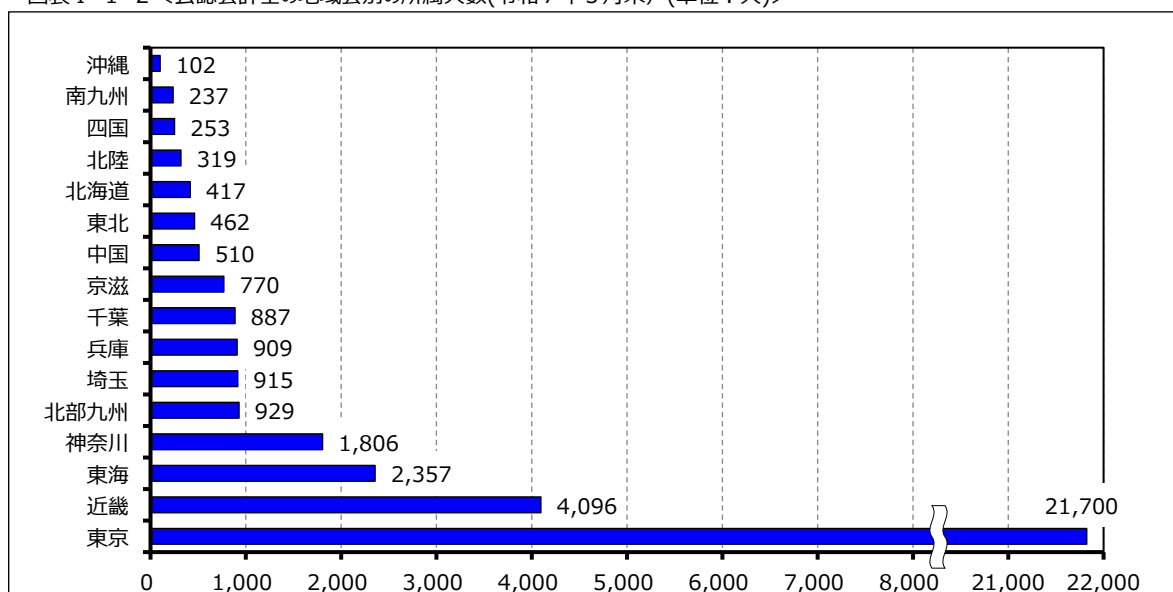
図表 I - 1 - 1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（出典）協会データより審査会作成

公認会計士は、協会の会員とならなければならず（法第 46 条の 2）、全国の各地方に設けられた協会の支部である地域会（令和 7 年 3 月末現在 16 地域会）に所属している。地域会別の所属人数をみると、公認会計士の約 7 割が首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の地域会に所属している（図表 I - 1 - 2）。

図表 I - 1 - 2 <公認会計士の地域会別の所属人数(令和 7 年 3 月末)（単位：人）>



（出典）協会データ（会員数等調）より審査会作成

■監査業務の魅力向上に向けた取組■

公認会計士登録者は、平成 25 年 3 月末の 24,964 人から令和 7 年 3 月末の 36,669 人まで増加した（増加率 46.9%）。一方、監査法人所属者は、平成 25 年 3 月末の 12,799 人から令和 7 年 3 月末の 14,625 人（増加率 14.3%）までの増加と公認会計士登録者ほど増加しておらず、引き続き監査の担い手不足が懸念されている。

監査業務の魅力向上と監査の担い手の確保は、我が国のみの課題ではない。IFAC（国際会計士連盟）は、かつて中小規模監査事務所の人材難の要因であった、①志望者の減少、②他の分野での就職機会増加、③ワークライフバランスや柔軟な働き方への懸念、が監査業界全体に及んでいるとしている。我が国においても、公認会計士が監査に魅力を感じない要因として、機械的・単調な業務の増加、長時間労働、自分の業務の成果を実感できないことなどが報道されている。

本コラムにおいては、①監査業務、あるいは監査法人に所属することへの意欲、動機の低下、②監査基準やマニュアルの精緻化に伴う業務負担の増加、③他の分野への就職機会の増加、に区分して、我が国の監査法人が監査業務に従事する魅力を高め、担い手を確保するために行っている取組を紹介したい。

① 監査業務、あるいは監査法人に所属することへの意欲、動機の低下に対応する取組

- ・有能な職員の昇進の早期化、ワークライフバランスの意向に配慮した昇進など昇進時期の柔軟化
- ・多様なキャリアパス（スタッフからパートナーに至る昇進経路以外に、専門性を高めることによって得られる昇進経路の創設）
- ・多様なキャリアパスや働き方のデータベース化と法人内での共有
- ・税務、アドバイザーなど監査業務以外の業務機会の提供や外部への短期出向、部門間の異動機会の拡充
- ・少人数グループ、メンター制度等によるコミュニケーションの充実 など

② 監査基準やマニュアルの精緻化に伴う業務負担に対応する取組

- ・アサインメント（各社員・職員が担当する監査業務）の一元管理を通じた業務の平準化
- ・リモートワーク、フレックスタイムを通じた勤務場所、勤務時間の柔軟化
- ・主に大手監査法人が取り組んでいる、AI を含む IT の活用推進を通じた監査業務の標準化・自動化による効率化やデリバリーセンター（残高確認状の発送・回収等、判断を要しない作業を行うために設立した組織）への業務移管による効率化 など

③ 他の分野への就職機会の増加に対応する取組

近年、公認会計士の活躍の場が広がり、一般企業の CFO や経理責任者、コンサルティング会社あるいは NPO といった、組織・社会に対する自らの貢献を明確に実感できる職種の選択肢が増えている中、従来から監査業務の魅力の源泉とされてきた「監査は資本市場の公正性を確保する社会のインフラである」というメッセージの説得力が相対的に低下したと言われている。監査法人としても、公認会計士自身の成長を体感させる目的で、上記①の取組等を推進しているところではあるが、財務諸表の作成者側で公認会計士が活躍することには、作成される財務諸表の適正性が高まるという期待があり、若手の公認会計士が外部でのステップアップを希望する状況にも一定の理解を示している。こうした一般企業等で活躍する公認会計士を対象に、大手監査法人及び一部の準大手監査法人では、自法人の退職者との関係性を維持・強化するアルムナイ（Alumni：卒業生）と呼ばれる取組を導入している。退職者同士、あるいは、退職者と在職者との情報交換を主とした交流を図るほか、退職者の再雇用や非常勤採用の機会を提供しており、監査業務への復帰を後押しする取組ともなっている。自法人以外の退職者については、各監査法人が、その出自を問わないキャリア採用を実施しており、即戦力として監査業務に従事することを期待している。

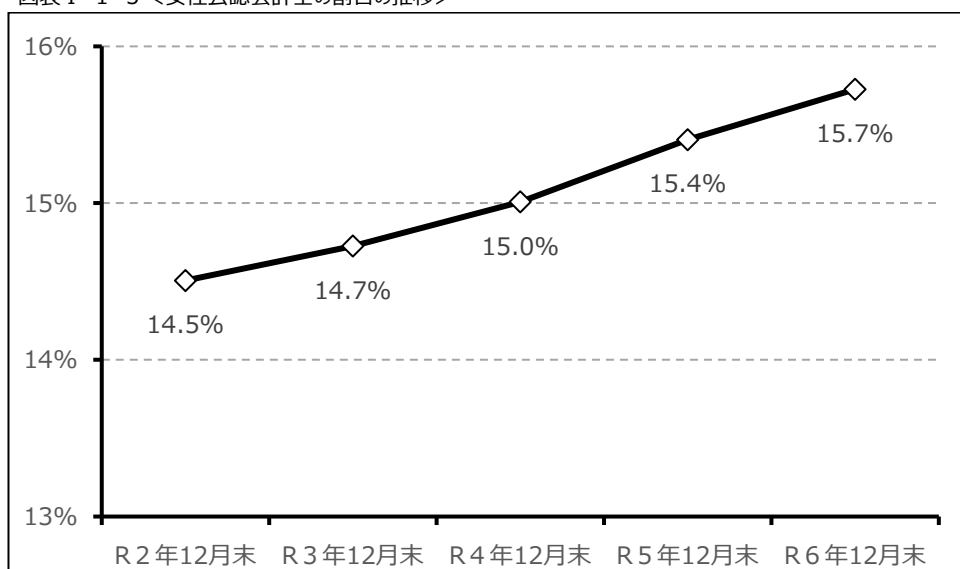
また、監査法人における給与が、事業会社やコンサルティング会社に比べて有利とはいえない傾向となっている。この点について、給与の原資である監査報酬を引き上げることは容易ではないが、大手監査法人では、他の階層と比べ離職率の高い傾向にあるシニアスタッフ層に対する給与ベースアップの事例もみられている。

監査法人の中には、監査・保証の領域を財務情報から情報セキュリティの外部評価、AI に関連する保証、ガバナンスの実効性評価等に拡大させていくことを目指している法人がみられる。大手監査法人では、将来に向けて多様な人材を育成する策として、生成 AI・データ分析などのデジタル分野やサステナビリティ分野の専門的な知識について、研修や内部資格制度の創設を行っており、職員に幅広い成長機会を提供するこうした取組も監査業務の魅力向上につながるものと期待している。

(3) 公認会計士の女性割合

公認会計士登録者全体に占める女性の割合は、漸増しており、令和6年12月末には15.7%になり（図表Ⅰ-1-3）、税理士¹と同水準になっている。一方で、弁護士¹や英国公認会計士²に比べると依然として低い割合となっている。

図表Ⅰ-1-3 <女性公認会計士の割合の推移>



（出典）協会データより審査会作成

■ジェンダーダイバーシティに向けた取組■

監査業界は、女性公認会計士がより一層活躍するための取組を進めている。例えば、協会では、女性の比率を2030年度までに公認会計士試験合格者の30%、2048年度までに会員・準会員の30%にするとして、旧姓使用、就業・復職の支援、出産・育児等による休職中のCPD（Continuing Professional Development：継続的専門能力開発）制度及び会費の免除・軽減といった取組を実施している。

大手監査法人でも、管理職における女性比率等に関するKPIの設定、女性のキャリア育成支援、育児・介護といったライフステージごとの支援、男性の育休取得推進、女性職員同士のネットワーク構築の支援、といった取組が推進されている。なお、大手監査法人の「監査品質に関する報告書」によると、大手監査法人における女性パートナー等の比率は平均約9%、女性管理職（シニアマネージャー、マネージャー等）の比率は平均約21%となっている。

金融庁が協会と共同で作成したパンフレット「公認会計士・試験合格者の活躍フィールド」においては、公認会計士試験の女性受験者拡大も念頭に、公認会計士の魅力ややりがい、キャリアプランなどについて、女性公認会計士からのメッセージを発信している。令和6年公認会計士試験における男女別の合格率は女性6.17%（男性7.90%）で令和5年試験より低下しているものの、合格者に占める女性の割合は22.4%で前回より微増しており、女性の合格者数についても前回より増加している。ここ数年における女性の受験願書提出者数及び合格者数についても、それぞれ増加傾向が認められる。

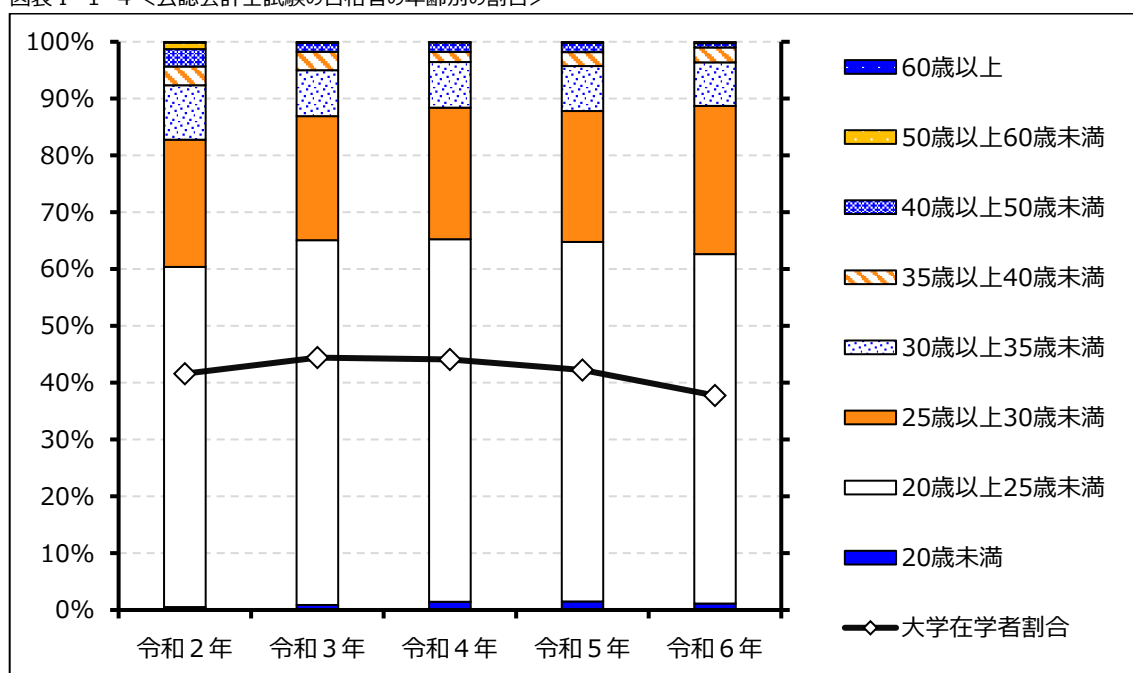
¹ 内閣府男女共同参画局「令和6年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」によると、令和6年3月末時点での税理士の女性比率は15.8%、令和6年11月1日時点での弁護士の女性比率は20.2%。

² 英国 Financial Reporting Council “Key Facts and Trends in the Accountancy Profession 2024”によると、英国には複数の公認会計士協会があり、その平均の女性公認会計士比率は40%。

(4) 公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合

公認会計士試験の合格者を年齢別にみると、20歳以上25歳未満の構成割合が最も高く、令和6年試験では61.5%となっている。また、職業別にみると、学生（専修学校・各種学校受講生を除く。）の構成割合が最も高く、そのうち大学（短大を含む。）在学者の構成割合は、減少傾向にあるものの、令和6年試験では37.7%となっている（図表I-1-4）。なお、大学在学中の出願者件数は、増加傾向（令和4年試験：6,559件、令和5年試験：6,740件、令和6年試験：6,901件）を維持している。

図表I-1-4 <公認会計士試験の合格者の年齢別の割合>



(出典) 審査会の公認会計士試験合格者調から審査会作成

■公認会計士試験の試験運営等の見直しに向けた取組■

公認会計士試験は、公認会計士の選考・育成過程のスタート段階であり、平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験になってから約 20 年が経過した。その間、公認会計士試験の受験者は年間 2 万人を超える水準まで増加し、公認会計士の登録者数は、約 1 万 6 千人（平成 18 年 3 月末時点）から約 3 万 6 千人（令和 7 年 3 月末時点）へと 2 倍以上に増加するなど、社会全体の会計人材の数は着実に増加している。

こうした中、公認会計士試験においては、受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下する一方で、論文式試験の合格率は相対的に高い状況となっている。このため、短答式試験と論文式試験のそれぞれの位置付け・役割からして課題があり、合格者の資質や能力の確保に懸念が生じ得る状況にあると考えられる。

具体的には、短答式試験の合格率が低すぎることや 1 問当たりの配点が高い問題の合否への影響が大きいことなどから、必要な知識を体系的に理解していても短答式試験に合格できない者が多数生じる状況にあると考えられる。また、論文式試験の合格率が比較的高いことや科目によっては記述量が減少していることなどから、必要な思考力や応用能力等を十分に訓練できていなくても合格し得る状況にあると考えられる。さらに、公認会計士を取り巻く状況も変化し、英語・IT との関わりや、サステナビリティ情報の開示・保証制度の検討が進むなど、求められる知識・能力が拡大している状況にも対応していく必要があると考えられる。

こうした状況を踏まえ、よりの確に受験者の能力を判定するため、本年 6 月、審査会において「公認会計士試験のバランス調整について一受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し」（以下「試験のバランス調整」という。）を策定・公表した。

（以下のリンク先を参照）

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/20250612.html>

試験のバランス調整においては、主に以下の取組を行うこととしている。

- ① 短答式試験と論文式試験の合格率の調整【令和 9 年試験より実施】
 - ・ 論文式試験でより適正な競争が行われるよう、論文式試験の受験者数（短答式試験の合格者数）を増加させる（論文式試験の合格基準の引上げ）。
- ② 短答式試験の 1 問当たりの配点等の調整【令和 8 年試験より実施】
 - ・ 短答式試験の計算問題のある科目（財務会計論・管理会計論）では、試験時間の制約から問題数が少なくなっているため、問題数を増やし、1 問当たりの配点の差を縮める（それに伴い試験時間も調整）。
- ③ 試験問題の出題や能力判定に係る課題への対応
 - ・ 論文式試験では、一定の記述量を求める問題を出題する。【令和 8 年試験より対応】
 - ・ 選択科目における得点換算方法の適正化や、公認会計士に求められる知識・能力の拡大に応じた出題（英語、サステナビリティ情報の開示・保証、IT 等）についても検討する。

2. 監査事務所の状況

令和6年3月末において2,419の監査事務所が存在しているが、その業務内容や態様は多様である。

監査証明業務には、法定監査と任意監査がある。法定監査は、法律によって公認会計士監査が求められるものである。公認会計士監査が導入された当初、法定監査は金商法監査のみであったが、その後、会社法に基づく公認会計士監査、更に私立学校振興助成法に基づく学校法人監査が導入され、現在では労働組合、信用金庫、信用組合、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人の監査等、多数の法定監査がある。監査証明業務については「3. 被監査会社等の状況（1）監査証明業務の種別の状況」（27ページ）でより詳しく説明する。

また、監査事務所には、監査法人、共同事務所及び個人事務所がある。監査法人とは、監査証明業務を組織的に行うことを目的として、法に基づき設立される法人をいう。昭和41年に監査法人制度が創設された当時、企業規模の拡大や経営の多角化に伴い、監査証明業務が増大・複雑化し、加えて、特に当時は多くの不正会計事件が発生していたため、公認会計士監査の存在意義が問われている状況にあった。そこで、監査品質の向上を図るため、監査法人制度を導入し、組織的監査を推進することとなったのである。

審査会では、監査事務所をその規模に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の三つに分類している（図表I-2-1）。この分類において、審査会のモニタリングの対象となるのは、主として、金商法監査のうち上場国内会社の監査を行う監査事務所である³。

図表I-2-1 <監査事務所の分類（令和6年3月末）>

監査事務所		事務所数
大手監査法人		4
準大手監査法人		4
(内訳)	中小規模監査事務所	2,411
	中小監査法人	(279)
	共同事務所（注1）	(49)
	個人事務所（注1、2）	(2,083)

（注1）協会に提出された、監査概要書（写）及び監査実施報告書に記載されている令和5年度（決算日：令和5年4月1日～令和6年3月31日）の監査事務所数

（注2）個人事務所の場合、上場会社を監査するには、法及び各取引所の有価証券上場規程により、他の公認会計士等と共同で監査を行う必要がある

（出典）協会データより審査会作成

³ 上場国内会社を監査するには、上場会社等監査人名簿への登録が必要である。上場会社等監査人登録制度については、「IV. 監査をめぐる環境変化への対応 1. 中小規模監査事務所をめぐる動向」（123ページ）を参照

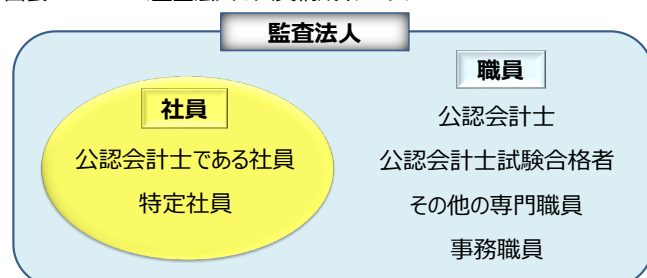
(1) 監査法人の組織

監査法人は、5人以上の公認会計士を含む者の出資によって設立され、出資を行った者は社員（パートナー）となって監査法人の経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。監査法人には、そのような社員だけで構成されるものもあるが、一定の規模を持つ場合、公認会計士（監査法人の社員となるための出資を行っていない公認会計士）や公認会計士試験合格者（公認会計士試験に合格しているが、実務補習や業務補助を経て、公認会計士として登録するに至っていない者）、各種専門家を職員として雇用しているのが通常である。

かつて監査法人の社員は、公認会計士に限られていた。しかし、現代の高度化した経済社会において、監査法人の適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、経営、法律、IT、年金数理等を含めた広範な知識と経験が社員に求められている。そのため、平成19年の法改正により、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認める「特定社員制度」が創設された。ただし、監査法人に特定社員が加入する場合には、監査法人の社員のうち公認会計士である社員が、社員全体の75%以上を占めなければならない。令和6年度の手大監査法人の社員合計1,886人のうち、特定社員は165人となっている。

監査法人の人員構成のイメージは、次のようになる（図表I-2-2）。人員の構成状況については、「Ⅲ.監査事務所の運営状況 1.業務管理態勢（3）監査法人の構成員の状況」（76ページ）でより詳しく説明する。

図表I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



（出典）池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成21年）55ページの図を参考に、審査会作成

令和6年度	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約240人～約570人	約40人～約100人	～約50人（注2）
常勤職員数	約3,300人～約7,700人	約210人～約950人	～約110人（注2）

（注1）監査法人の規模別の特徴については、「図表Ⅲ-1-3（監査法人の規模別の特徴）」（68ページ）を参照のこと。

（注2）中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和6年度分は未集計となっている。このため、中小監査法人は、令和5年度までを対象としている。また、社員数及び常勤職員数が大きく乖離している1法人を除く。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

現在では、大手上場国内会社を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場国内会社やこれに類する大企業の監査の大部分を担う大

手監査法人は、所属する人員が数千人を超え、また、それに続く準大手監査法人でも 200 人を超える規模となっている。

また、監査法人の規模が大きくなると、職員の能力や経験等により、監査法人の内部に職階を設けて組織運営を行うことが必要になる（図表 I - 2 - 3）。職員は、スタッフ、シニアスタッフからマネージャー、シニアマネージャーを経て、選考の上、社員（パートナー）に登用されることが一般的である。なお、近年大手監査法人を中心に、監査アシスタント（公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員）の採用数を増加させることで、公認会計士の業務負担を軽減させ、公認会計士が専門的な判断を要する業務に注力できるようにする施策を講じている事例もみられている。

近年における監査法人の規模の拡大と組織運営の複雑化は、監査品質を確保することの難しさをますます顕在化させている。このような状況を踏まえて、平成 29 年 3 月に策定された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、令和 5 年 3 月に改訂され、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどが義務づけられている。詳細については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理体制 （2）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組」（69 ページ）を参照のこと。

図表 I - 2 - 3 <大手監査法人の各職階・求められるスキル・主な研修のイメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネー ジャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督の下、監査業務の実作業を行う。経験に応じ中小規模被監査会社の監査チームの統括		監査チームの統括		監査業務全体の統括や法人の経営に関与
求められる スキル	監査実務及び会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として高度な能力
主な研 修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修・IT関連研修・サステナビリティ関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

（注）詳細は、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（4）監査業務を実施する組織体制」（80 ページ）及び「（5）監査業務をサポートする組織体制」（82 ページ）を参照のこと。

（出典）審査会作成

（2）監査事務所の品質管理体制の整備と対応状況

監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要となる。

「監査に関する品質管理基準」は、監査証明業務を対象として平成 17 年に策定され、国際

的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント)等の新設・改訂を踏まえ、令和3年11月にその改訂が公表されている。なお、監査事務所は、監査証明業務以外の業務についても、業務に関する職業倫理の遵守等が求められる。

改訂された「監査に関する品質管理基準」(以下「改訂品管基準」という。)では、監査事務所自らが、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因分析に基づき改善する

ことなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することとされた。

また、改訂品管基準では、品質管理システムの構成要素として、

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

を設けなければならないこととされた。

さらに、改訂品管基準では、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることを新たに求めている。

なお、改訂品管基準については、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表の監査から適用されている。

大手監査法人からのヒアリングによると、令和4年12月から適用が開始されたISQM1等への対応をグローバルネットワークと連携しながら先行して進めており、グローバルネットワークからリスク評価のためのツールの提供を受けて、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品管基準に基づいて評価項目を追加するなどしている。

また、品質管理システムの運用体制について、多くの大手監査法人においては、対応を総括的に管理するステアリング・コミティーの下で各部門の責任者がプロセスオーナーに品質リスクやリスクに対処するための方針や手続の識別、リスクの評価を行わせている。中には、改訂品管基準

への対応を、独立した立場からモニタリングする担当者が設けられている法人もみられる。

設定された品質目標、品質リスク及びリスクに対処するための方針や手続の数は、法人によって様々であり、品質目標は 15～144 項目、品質リスクは 117～320 項目、リスクに対処するための方針や手続は 536～1,296 項目となっている。

品質管理システムの評価に向けたスケジュールも法人によって異なっており、評価結果の報告時期は、令和 6 年 2 月から令和 6 年 11 月までの期間に分散している。なお、全ての大手監査法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると結論付けている。

品質管理システムの運用・モニタリングを通じ、全ての大手監査法人では、品質管理システムの一部のプロセスを実際に運用する監査チームにおける自律的な対応を促進するため、監査チームに対する品質管理システムの周知が課題であると認識している。また、一部の大手監査法人では、リスクの高い監査業務・統制プロセスやモニタリングにおける着眼点の特定について精度を向上させるため、リスク情報の収集や分析の更なる充実といった点が課題であるとしている。

準大手監査法人においては、令和 6 事務年度における報告徴収によれば、グローバルネットワークからリスク評価のためのツールの提供を受けて対応を進めており、うち 3 法人が令和 5 年 7 月 1 日から当該改訂基準の適用を開始し、令和 6 年 7 月 1 日以降は、全ての準大手監査法人で改訂品管基準が適用されている。リスク評価プロセスも、大手監査法人と同様に、グローバルネットワークが提供するツールに示されている項目を踏まえて、品質目標、品質リスク及びリスクに対処するための方針及び手続を策定し、改訂品管基準固有の項目による品質リスク等を追加している。なお、令和 5 年 7 月 1 日から改訂品管基準の適用を開始した 3 法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると結論付けている。

また、品質管理システムを現場に浸透・定着させるための取組として、社員会等の会議や研修を実施しており、中には、全国の地区事務所からも最低 1 名は参加する品質管理委員会を 3 か月に 1 回開催するとしている準大手監査法人もある。

品質管理システムの運用・モニタリングに関する課題として、準大手監査法人では、期中に整備された対応策について評価基準日までに十分な時間が取れない場合、対応策の運用の定着度合いを評価するのが難しいこと、複数部署をまたぐ要改善事項への対応における部署間の調整に一定の労力を必要とすること、品質管理システムの運用とモニタリングを通じ、実施している施策について継続的に PDCA サイクルを回しつつ、監査チームで運用していく必要があることなどが認識されている。

中小規模監査事務所においても、改訂品管基準の適用が開始されており、令和 6 事務年度における報告徴収によれば、改訂品管基準の適用に当たっては、約 25%の事務所が、監査事務所のリスク評価プロセスである品質目標の設定等に最も時間を要したとのことである。そのほか、約 20%の事務所が、ガバナンス及びリーダーシップに関する規程の整備に、約 15%の事務所が、

品質管理に関連する全ての規程の見直しに時間を要したとしている⁴（監査法人である 52 事務所を対象に集計）。

また、改訂品管基準では、品質管理システムに不備があると識別した場合、監査事務所自らが不備の根本原因分析を行い、不備に対処する改善活動を実施することが求められているところ、中小規模監査事務所は、改訂品管基準の適用が開始される前から、協会の品質管理レビュー（詳細は「II. 審査会によるモニタリング 1. 制度の概要及び実施状況 （3）協会による品質管理レビューの報告」（40 ページ）を参照のこと。）で指摘された改善勧告事項について、その根本原因を分析している。令和 6 事務年度における報告徴収によれば、多くの中小規模監査事務所が、以下のような項目を根本原因として挙げている。

- ・ 現行の監査及び品質管理の基準が求める水準や上場会社等監査人の登録で求められている高い規律付けの水準について、理解が不足していたこと
- ・ 品質管理を重視する姿勢・組織風土の醸成が不十分となっていることや、個別監査業務の実施を優先している状況等から、品質管理態勢の整備・運用が不十分となっていること
- ・ 法人内での教育・研修が不足していたことや、協会等の指摘事項、被監査会社以外の不正事例などの法人横断的な情報共有が不足していたこと

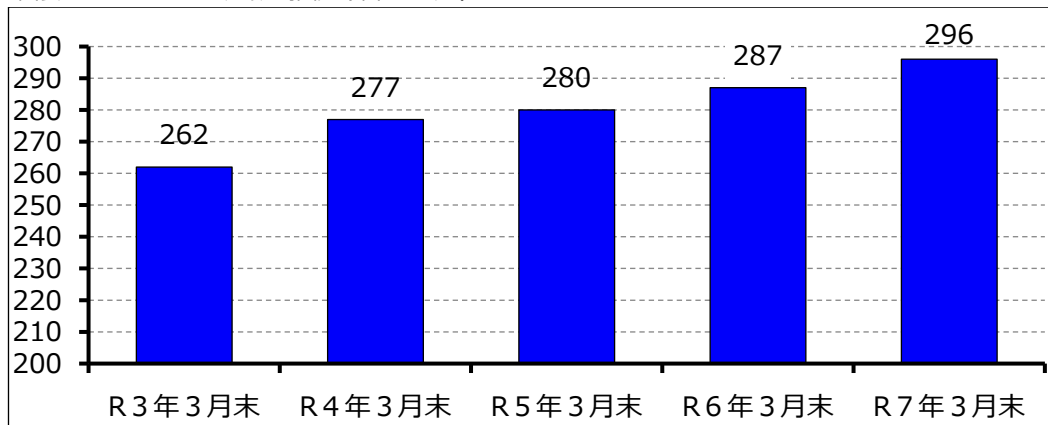
一方で、監査担当者や業務執行社員等の認識・判断の誤りといった個人の資質に根本原因があったとする例や、監査調書の査閲の不足といった表層的な理由を挙げた例も散見されており、十分かつ適切な根本原因分析の実施には課題が認められている。

（3）監査法人数の推移

監査法人の数は、近年増加傾向にある。令和 7 年 3 月末は 296 法人であるが、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの間に、5 法人が解散により消滅し、14 法人が設立されたことから、前年同期比で 9 法人の純増となった（図表 I - 2 - 4）。なお、令和 2 年度以降の合併の状況については、「（4）監査法人の合併の状況」（23 ページ）を参照のこと。

⁴ 報告徴収は、令和 6 年 6 月 30 日時点の情報として回答されており、現在の状況とは異なっている可能性に留意する必要がある。

図表 I - 2 - 4 <監査法人数の推移（単位：法人）>



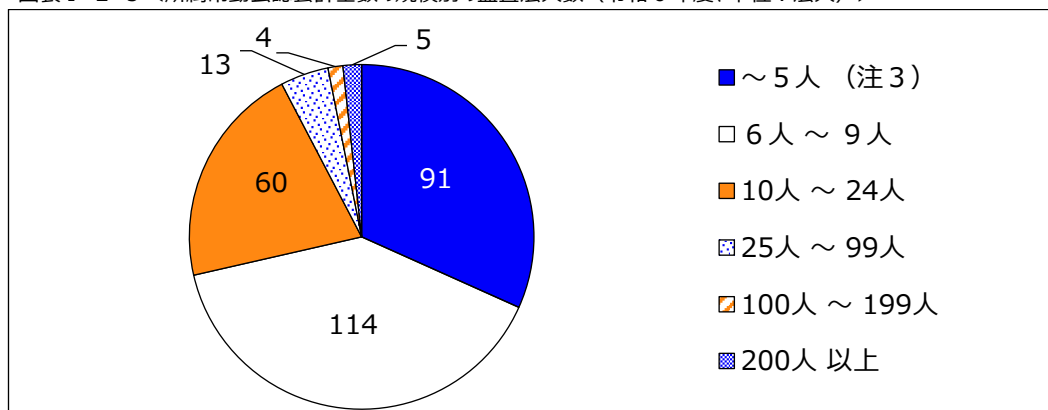
（注 1）令和 3 年 3 月 末及び令和 4 年 3 月 末における監査法人の数は、過年度のモニタリングレポート公表後に把握した情報を踏まえ、修正している。

（注 2）令和 7 年 3 月 末における有限責任監査法人⁵は 36 法人

（出典）協会データ（会員数等調）及び各監査法人からの届出書より、審査会作成。有限責任監査法人一覧は金融庁ウェブサイトにて公表

監査法人を所属常勤公認会計士数で分類すると、25 人未満の法人が全体の 90%超を占めている（図表 I - 2 - 5）。

図表 I - 2 - 5 <所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（令和 6 年度、単位：法人）>



（注 1）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計である。

（注 2）令和 6 年度に各監査法人から提出された業務報告書等より、287 法人（期中解散、消滅法人除く）を集計。各監査法人の業務報告書は決算期により提出時期が異なり、本レポートのデータ集計作業の都合上、中小監査法人については、令和 5 年度の情報を利用している（以降の図表も同様）。

（注 3）監査法人に所属する公認会計士である社員数が 4 人以下となった場合は原則解散となるが、法上 6 か月間の猶予期間が設けられている。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

⁵ 監査法人の個々の社員が、自ら指定有限責任社員として関与した監査証明（特定証明）についてのみ無限連帯責任を負い、その他の業務については出資の範囲で責任を負う監査法人

（４）監査法人の合併の状況

令和２年度以降、監査法人の合併は８件ある（図表Ⅰ-２-６）。合併の主な理由として、規模拡大による経営基盤の強化や業務エリアの拡大を目指すことなどを挙げている。

図表Ⅰ-２-６ ＜令和元年度以降に合併を行った監査法人（令和７年３月末）＞

年度	存続法人	消滅法人
R 2	アーク有限責任監査法人	近畿第一監査法人
	西日本監査法人（昉和監査法人）	日比谷監査法人
R 3	監査法人彌栄会計社	京浜監査法人
R 4	協立監査法人	神明監査法人
	Moore 至誠監査法人（Moore みらい監査法人）	きさらぎ監査法人
	SKIP 監査法人	監査法人五大
R 5	双研日栄監査法人（ふじみ監査法人）	青南監査法人、名古屋監査法人
	PwCあらた有限責任監査法人（PwC Japan 有限責任監査法人）	PwC 京都監査法人
R 6	（合併なし）	

（注）括弧内は、統合後の新名称（令和７年３月末時点）

（出典）各監査法人の公表資料より審査会作成

準大手監査法人に対する令和６事務年度の報告徴収によれば、多くの法人が将来の業務運営戦略の一つとして合併を検討するとしている。

中小規模監査事務所に対する同事務年度における報告徴収（全て中小監査法人で５２法人を対象）によれば、中小監査法人の約４８％が良い相手先が見つければ合併を検討したいとしている。

（５）財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）

監査法人は、監査証明業務を行うほか、監査証明業務以外の保証業務や株式公開支援、IFRS 導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザリーサービスなどの非監査証明業務を行っている。

令和６年度（中小監査法人は令和５年度）までの５年間の業務収入をみると、大手監査法人、準大手監査法人（PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響を除く。）及び中小監査法人のいずれも増加傾向にある。

また、令和６年度の業務収入に占める監査証明業務収入の割合をみると、大手監査法人では、約７０％であるのに対して、準大手監査法人と中小監査法人では、それぞれ約９５％、約９０％と監査証明業務の割合が高い（図表Ⅰ-２-７）。なお、監査法人グループの業務収入については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 １．業務管理態勢 （９）監査法人が属する国内グループの状況」（１００ページ）を参照のこと。

監査法人の規模別の特徴は、以下のとおりである。

① 大手監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、大手監査法人全体では約 70%から約 75%の間で推移している。その内訳は、4 法人のうち 3 法人においては、約 60%から約 85%の間で推移しており、1 法人においては、約 50%で推移している。

大手監査法人では、「非監査証明業務を行うことが人材育成のための多様な業務経験の機会の提供となる」、「幅広い経験や知識を得ることが監査品質の向上にもつながる効果がある」ことなどに加えて、「人材を確保するためにも効果がある」との方針により、一定程度の非監査証明業務も必要であるとする業務運営を行っている。

② 準大手監査法人の状況

監査証明業務収入は増加傾向にあり、監査証明業務収入の割合は、90%を超える水準で推移している。

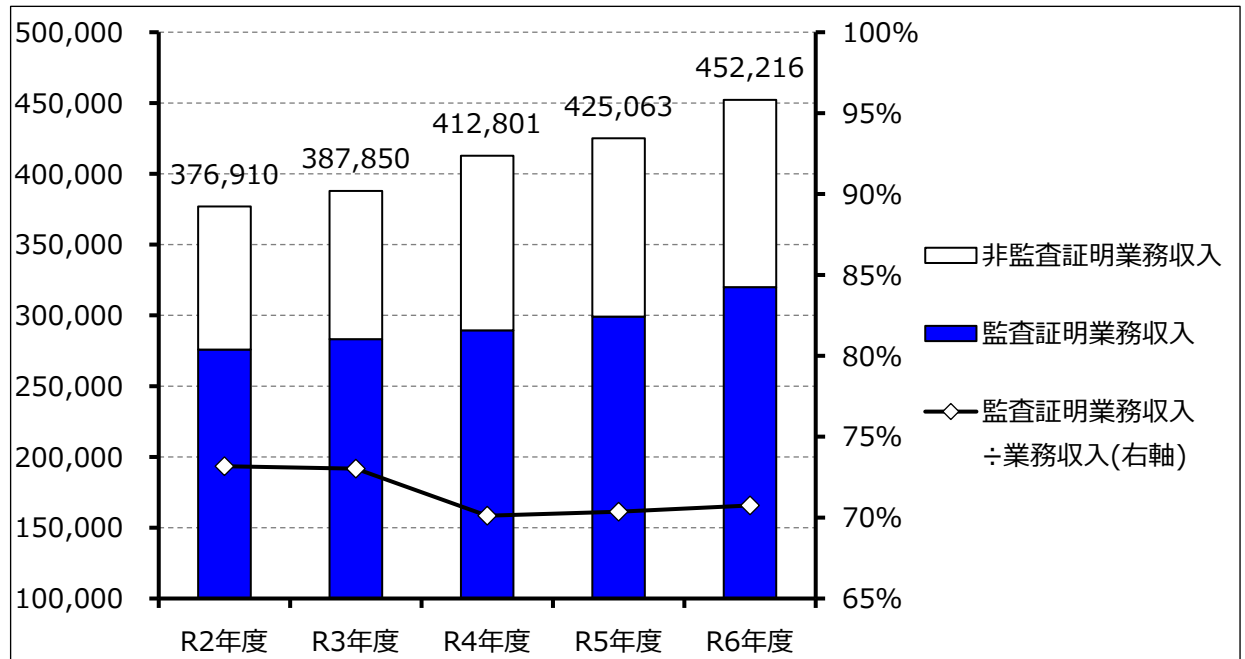
準大手監査法人では、監査証明業務を中心とした業務運営を行っていることから、非監査証明業務に関しては、監査証明業務と併せて実施することが有用であるとされる業務や、人員等の状況を踏まえ、実施可能な業務に限定する業務運営を行っている。

③ 中小監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、90%前後で推移している。

中小監査法人の業務収入は総じて少ないが、業務収入の規模が上位である法人には、大手監査法人を中心に監査契約の解除を行った被監査会社と監査契約を新規に締結したことにより、業容を拡大する傾向がみられており、特に、令和 3 年度以降において、会計監査人の異動により、中小監査法人の被監査会社数が増加しているため、監査証明業務収入が大きく増加している。なお、会計監査人の異動の状況については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 5．監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（111 ページ）を参照のこと。

図表 I - 2 - 7 <業務収入、その内訳及び業務収入に占める監査証明業務収入の割合の推移>
(大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))

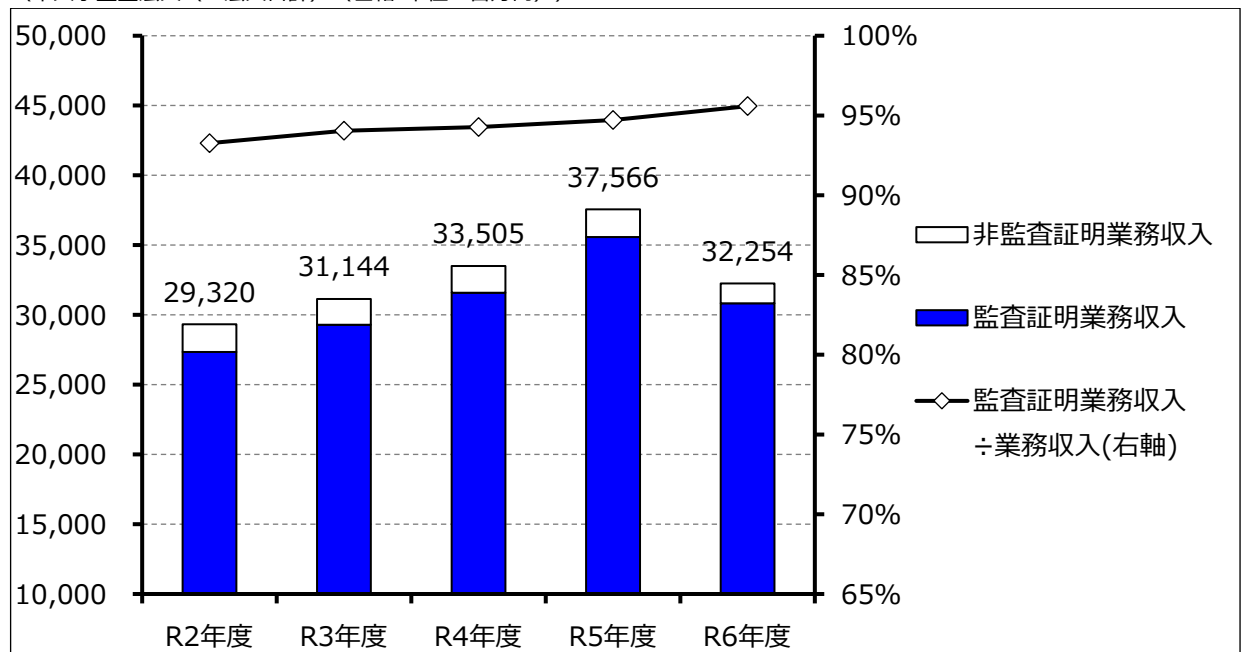


(注1) 令和2年度から令和5年度までの業務報告書は、PwC Japan 有限責任監査法人の発足前の決算期で作成されており、PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響は加味していない。

(注2) 令和6年度は、PwC Japan 有限責任監査法人の発足 (PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併) による影響から、業務収入とその内訳の金額が増加している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

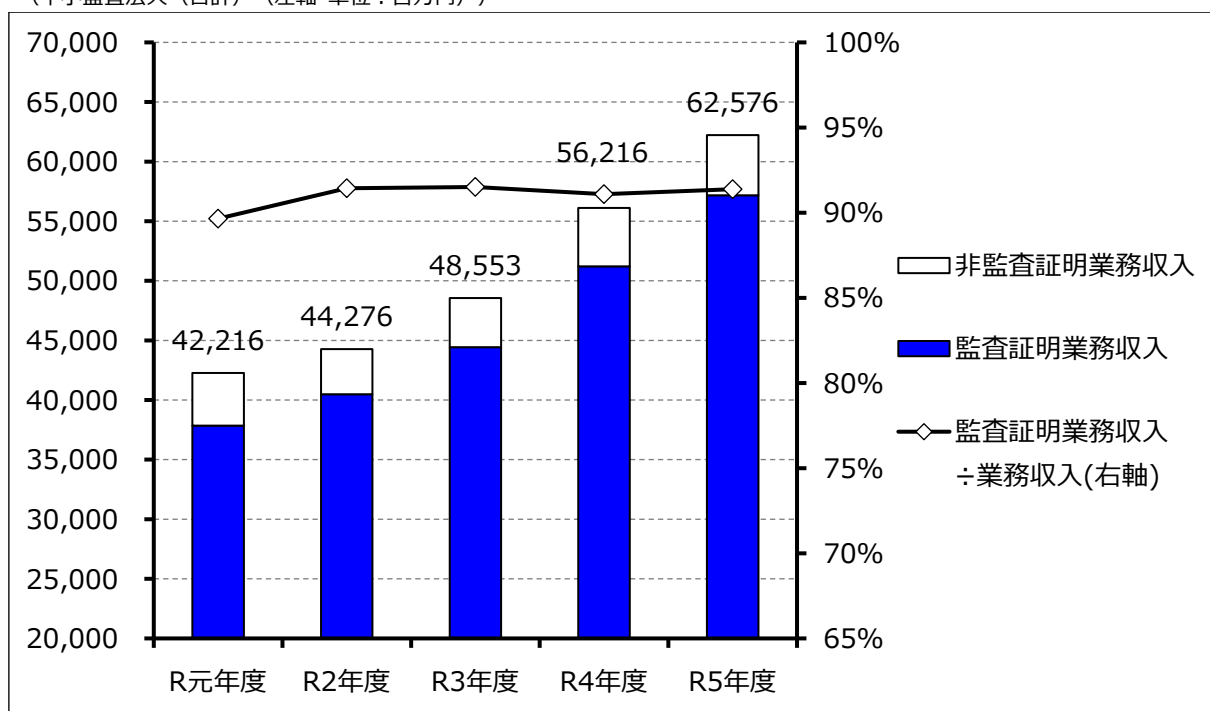
(準大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))



(注1) 令和2年度から令和5年度までは PwC 京都監査法人を含んでいる一方、令和6年度は、PwC あらた有限責任監査法人との合併により、PwC 京都監査法人が除外された影響から業務収入とその内訳の金額が減少している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

(中小監査法人(合計) (左軸 単位: 百万円))



(注) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和6年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和5年度(令和5年4月から令和6年3月)までを対象としている。中小監査法人の法人数は、各年度により異なり、令和5年度は271法人を集計している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

3. 被監査会社等の状況

(1) 監査証明業務の種別の状況

前述（2. 監査事務所の状況（16 ページ）を参照）のとおり、監査証明業務には、金商法、会社法、私立学校振興助成法、労働組合法等の法律に基づく監査（法定監査）と、監査の目的や内容が当事者間で決められて実施される監査（任意監査）とがある。監査法人における監査証明業務の種別の状況は、以下のとおりである（図表 I - 3 - 1）。

図表 I - 3 - 1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意監査	計
	金商法・会社法	金商法	会社法	学校法人	労働組合	その他		
社数	4,093	291	5,543	1,540	433	4,498	5,729	22,127
割合(%)	18.5	1.3	25.0	7.0	2.0	20.3	25.9	100.0

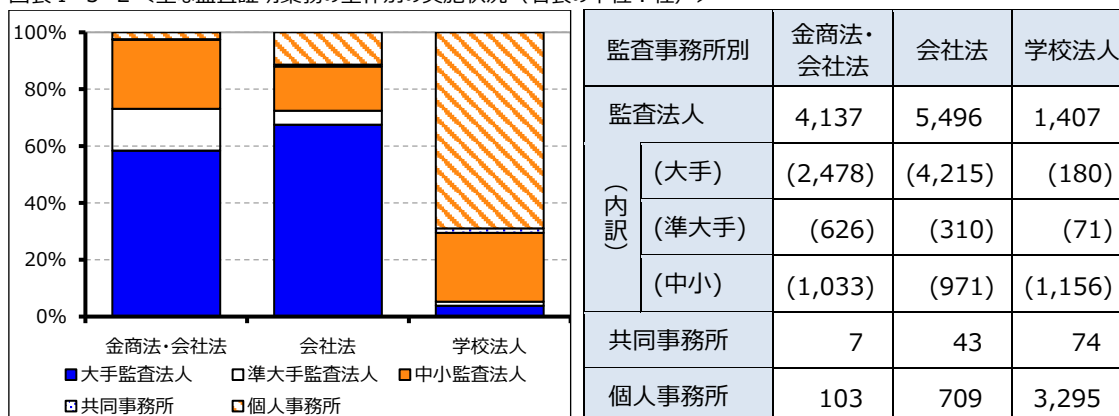
（注 1）令和 5 年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計。

（注 2）「金商法・会社法」は、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」や「会社法」は、それぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

監査証明業務を行う主体は、監査法人、共同事務所及び個人事務所である。主な監査証明業務について主体別の実施状況をみると、金商法・会社法監査や会社法監査については、大手監査法人が約 6 割～7 割の監査を実施しているのに対し、学校法人監査については、個人事務所が約 7 割の監査を実施している（図表 I - 3 - 2）。

図表 I - 3 - 2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



（注 1）令和 5 年 4 月期から令和 6 年 3 月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表 I - 3 - 1 のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

（注 2）「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

（出典）協会データより審査会作成

(2) 金商法・会社法監査の状況等

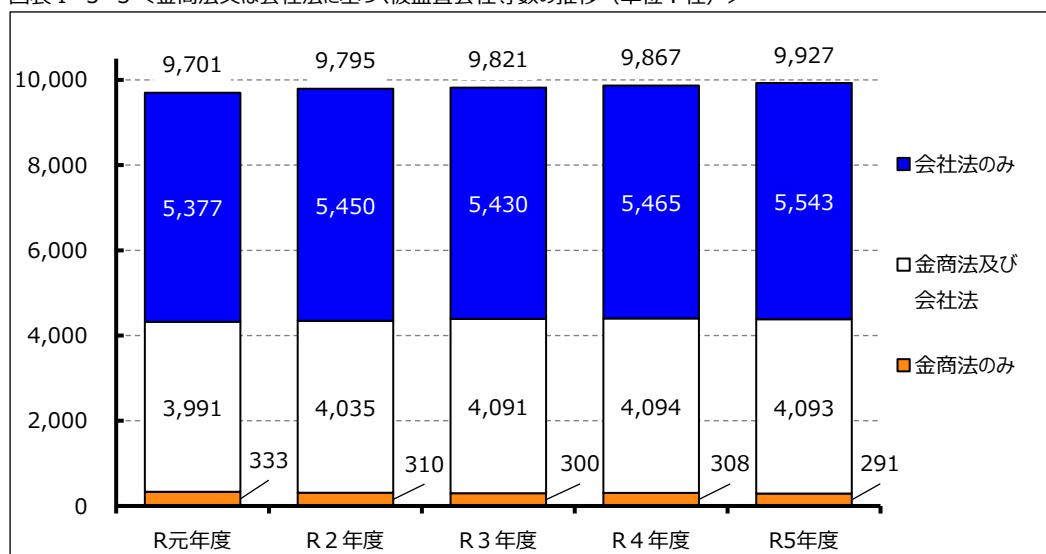
金商法又は会社法に基づく法定監査の被監査会社等や上場国内会社を対象とした分析結果は、以下のとおりである。

① 金商法又は会社法に基づく被監査会社等数及び監査法人の規模別シェア

金商法又は会社法に基づく被監査会社等数に大きな変化はない（図表 I - 3 - 3）。

監査法人の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが減少し、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが毎年増加している（図表 I - 3 - 4）。

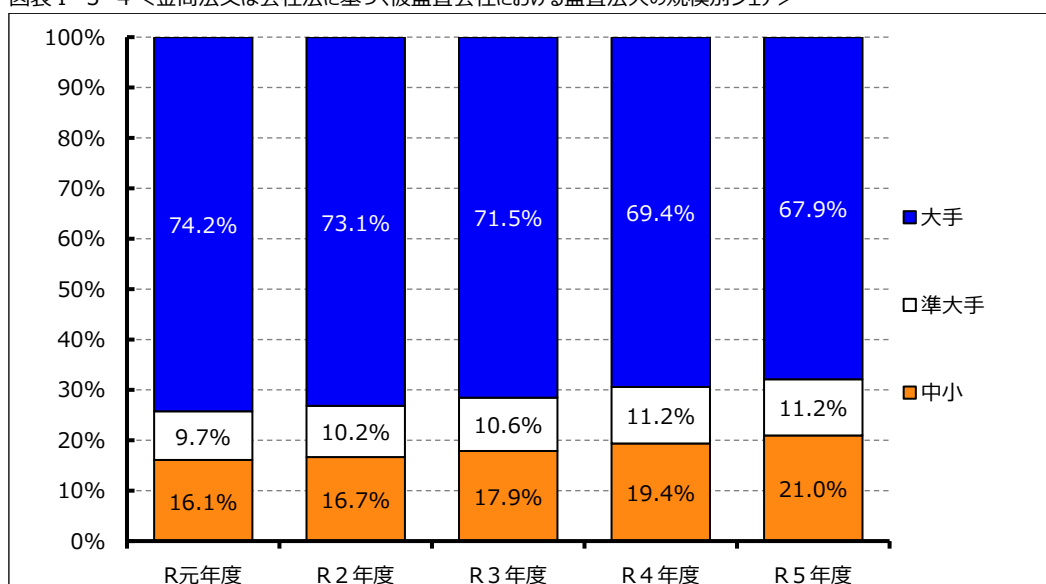
図表 I - 3 - 3 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等数の推移（単位：社）>



（注）各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

図表 I - 3 - 4 <金商法又は会社法に基づく被監査会社における監査法人の規模別シェア>



（注）各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

② 上場国内会社における監査事務所の規模別シェア

令和 6 年度末の上場国内会社数 3,922 社の会計監査人を規模別でみると、以下のとおりである（図表 I - 3 - 5）。

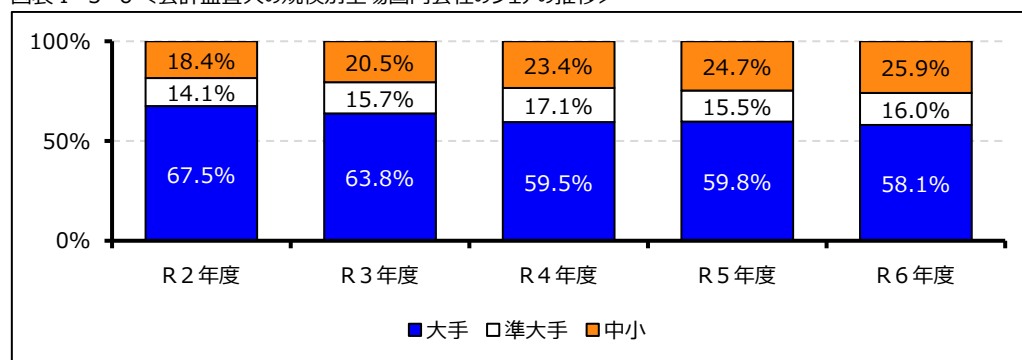
図表 I - 3 - 5 <会計監査人の規模別上場国内会社数・時価総額の状況（令和 7 年 3 月末）>

	上場国内会社	
	会社数	時価総額
大手監査法人	2,278 社	904 兆 8,123 億円
準大手監査法人	627 社	23 兆 6,403 億円
中小規模監査事務所	1,017 社	27 兆 5,692 億円
合 計	3,922 社	956 兆 219 億円

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

大手監査法人は、会社数ベースでのシェアを徐々に減少させているものの、上場国内会社の約 6 割、時価総額ベースでは約 9 割を監査しており、この傾向は過去から継続している。これは、時価総額の大きな上場国内会社は業務規模も大きく、また、業務が複雑で国際的なものが多く、その監査には多数の監査人員及び多様な専門能力等を必要とするため、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる（図表 I - 3 - 6、I - 3 - 7）。

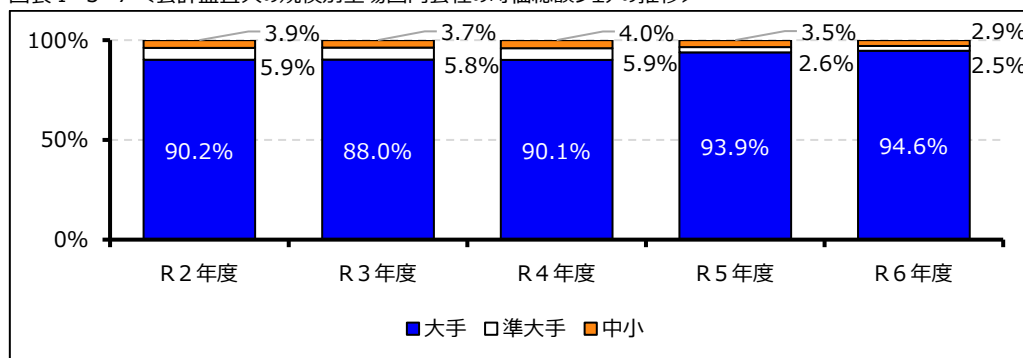
図表 I - 3 - 6 <会計監査人の規模別上場国内会社のシェアの推移>



（注）令和 4 年度までの準大手監査法人の上場国内会社数は、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人の合計である一方、令和 5 年度以降の準大手監査法人の上場国内会社数は、令和 5 年 12 月に PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の 4 法人の合計である。

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 7 <会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額シェアの推移>



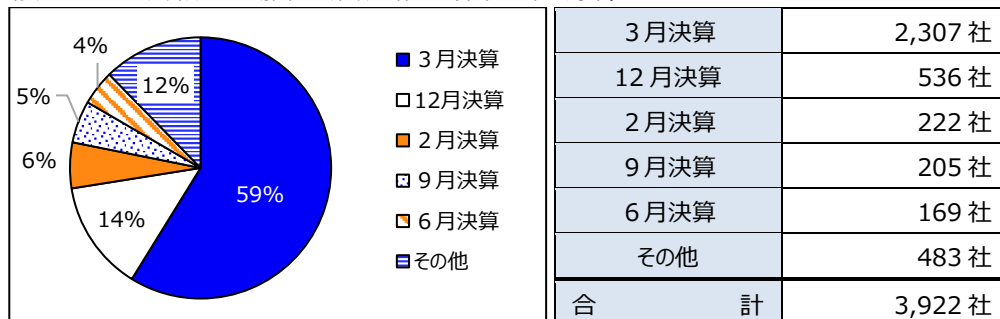
(注) 令和4年度までの準大手監査法人の上場国内会社数は、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人の合計である一方、令和5年度以降の準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

③ 決算月別の上場国内会社数及び時価総額

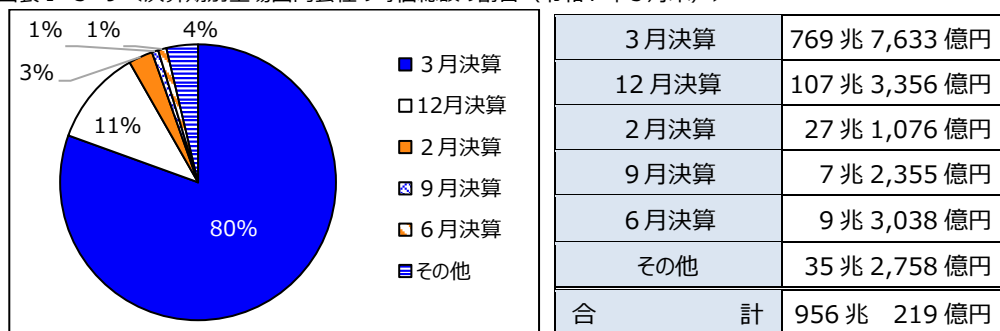
上場国内会社の決算期をみると、3月決算の会社が会社数では59%、時価総額ベースでは80%を占めており、監査業務が特定の時期に集中する背景となっている（図表 I - 3 - 8、I - 3 - 9）。

図表 I - 3 - 8 <決算期別上場国内会社数の割合（令和7年3月末）>



(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 9 <決算期別上場国内会社の時価総額の割合（令和7年3月末）>



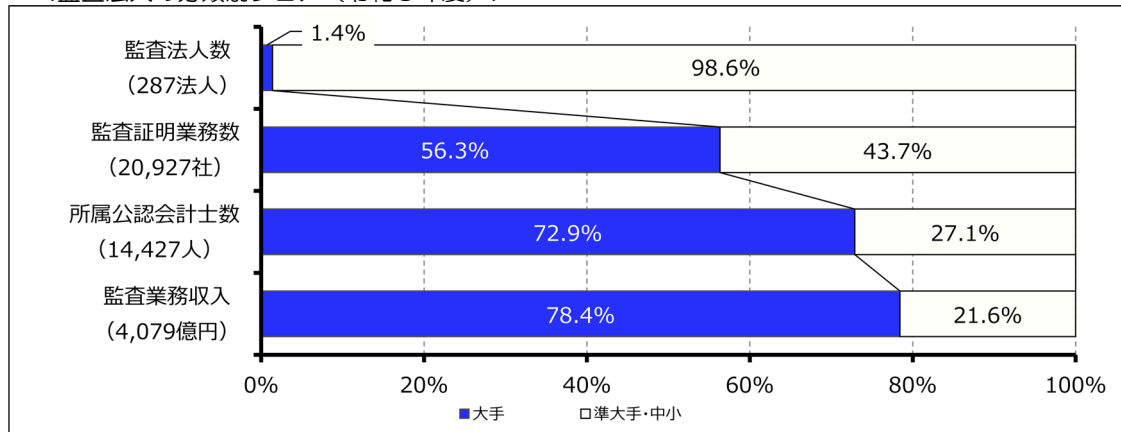
(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

■大手監査法人のシェア■

令和5年度末時点における287監査法人について、法人の規模により監査証明業務数、所属公認会計士数、監査業務収入をみると、これらにおける大手監査法人の割合は高い。

なお、近年においては、大手監査法人の監査契約の継続に関する業務運営とも関連し、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向にある（「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（111ページ）を参照）。

<監査法人の分類別シェア（令和5年度）>



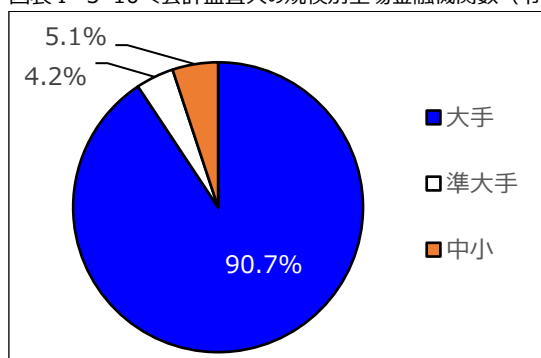
（出典）令和5年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。審査会作成

（３）金融機関監査の状況

上場金融機関（118 社）の 90%を大手監査法人が監査しており、時価総額ベースでみると大手監査法人の割合は 99%を占める状況にある。上場国内会社全体の状況と比較すると、大手監査法人の占める割合がより高くなっている（図表 I - 3 - 10、I - 3 - 11）。上場国内会社全体の状況は、（２）金商法・会社法監査の状況等（28 ページ）を参照のこと。

なお、上場金融機関における業態特有の会計や監査に対応するため、大手監査法人は、監査業務部門の中に業態に特化した部署を設置しているほか、一部の準大手監査法人は、金融機関の会計処理等に関する照会を専門に扱う支援体制を整備するなどの取組が行われている。

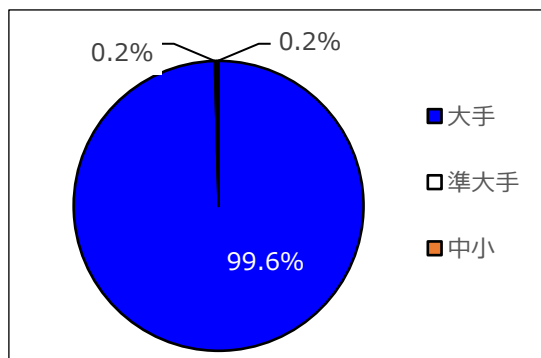
図表 I - 3 - 10 <会計監査人の規模別上場金融機関数（令和 7 年 3 月末）>



大手監査法人	107 社
準大手監査法人	5 社
中小規模監査事務所	6 社
合 計	118 社

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 11 <会計監査人の規模別上場金融機関の時価総額（令和 7 年 3 月末）>



大手監査法人	111 兆 2,514 億円
準大手監査法人	2,377 億円
中小規模監査事務所	2,278 億円
合 計	111 兆 7,171 億円

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

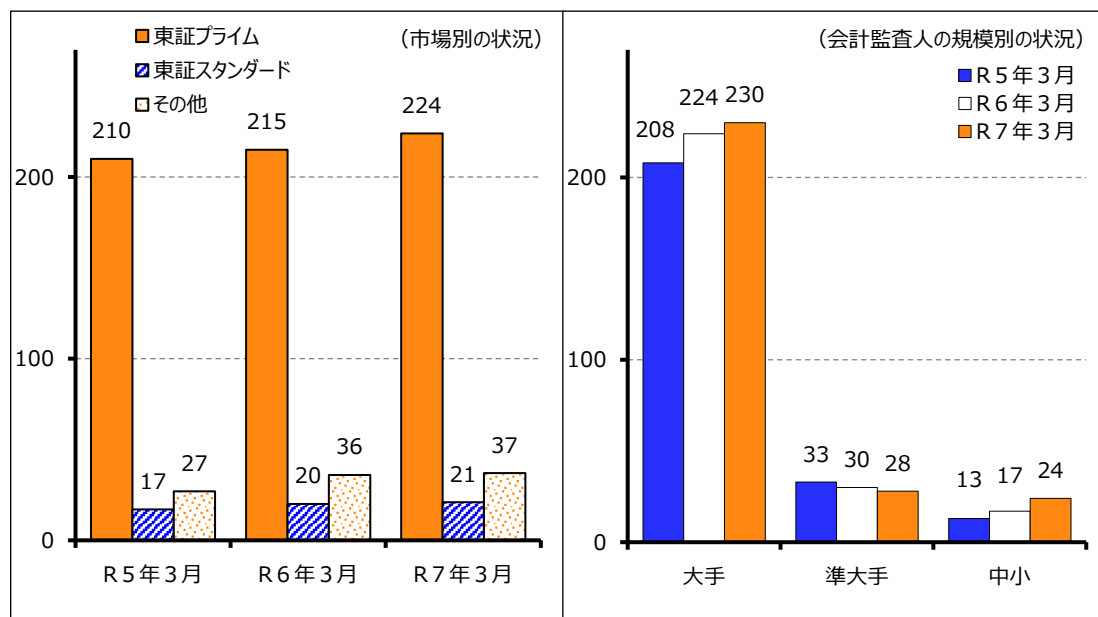
（４）IFRS 適用会社の状況

令和 7 年 3 月末時点において、IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び IFRS 適用会社の会計監査人の規模別の状況は、以下のとおりである（図表 I - 3 - 12）。

IFRS 適用会社は、その大部分が東証プライムに上場している。また、海外展開を行っている会社が多く、大規模なグローバルネットワークと提携している大手監査法人に監査が集中している。この状況は、IFRS 適用を決定している会社（業務執行を決定する機関が IFRS の適用を決定

して開示した会社）についても同様にみられる（図表 I - 3 - 13）。

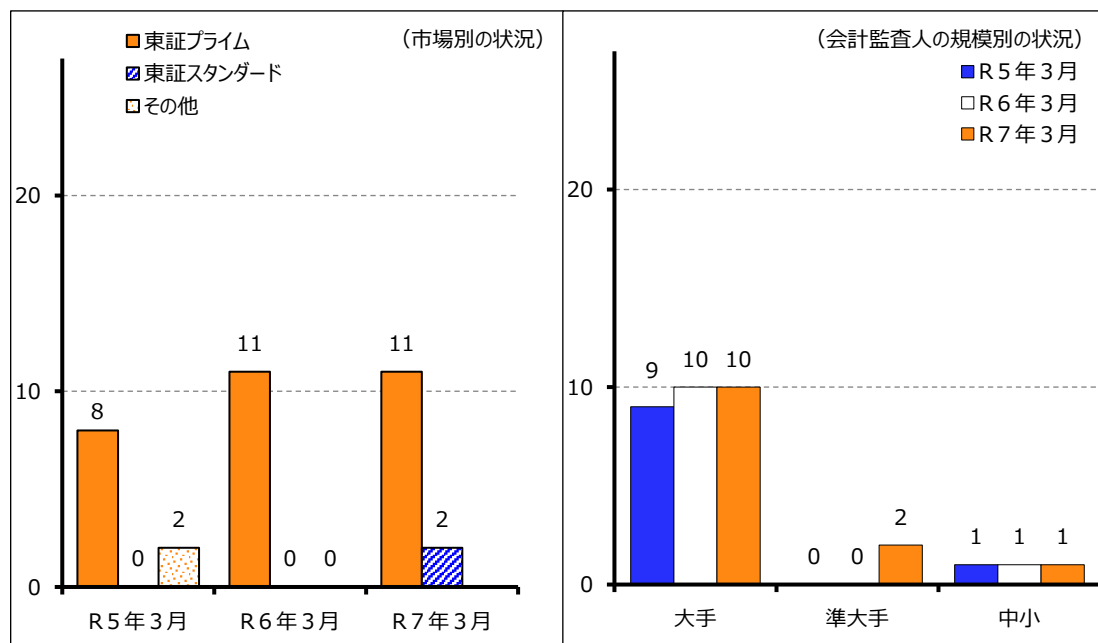
図表 I - 3 - 12 <IFRS 適用会社（単位：社）>



(注) 令和5年12月1日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 13 <IFRS 適用を決定している会社（単位：社）>



(注) 令和5年12月1日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

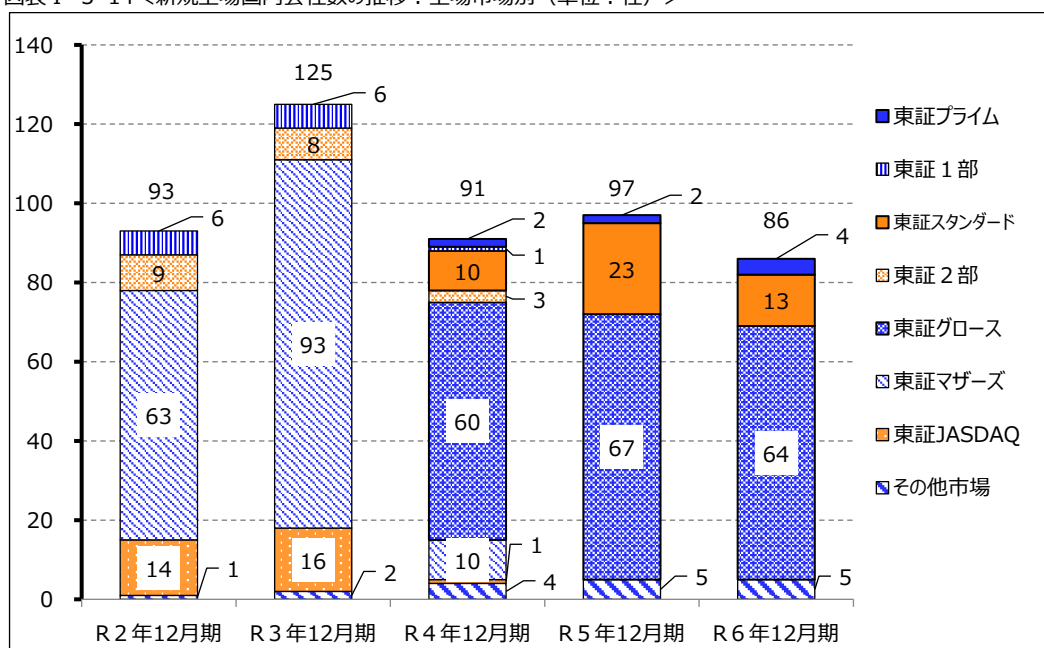
（５）新規上場（IPO）監査の状況

令和６年１月から令和６年１２月までの期間（以下「令和６年１２月期」という。）における新規上場国内会社数（Tokyo Pro Market への上場を除く。）は 86 社と、前期を下回っており、上場市場別では、東証グロスや東証スタンダードへの上場が多い（図表Ⅰ－３－１４）。

監査事務所の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが引き続き高い（図表Ⅰ－３－１５）。ただし、大手監査法人内での法人ごとのシェアは変動しており、それぞれの法人の業務運営方針や IPO 関連業務の状況の変化等が反映されているものと考えられる。監査法人における IPO 監査の受嘱方針、組織体制等については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 １．業務管理態勢（４）監査業務を実施する組織体制」（80 ページ）を参照のこと。

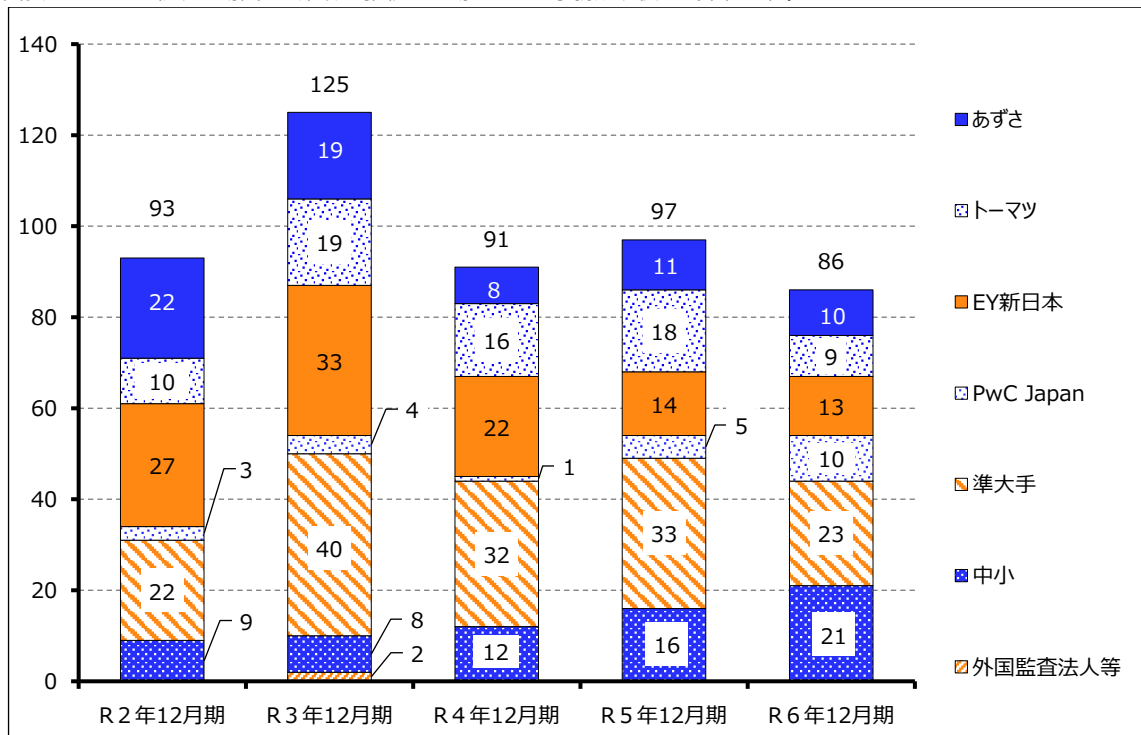
なお、令和６年１２月期における、大手監査法人のシェアは 49%であり、前期と変動は見られないが、準大手監査法人のシェアが 34%から 27%に低下した一方、中小監査法人のシェアが 16%から 24%に上昇している。

図表Ⅰ－３－１４＜新規上場国内会社数の推移：上場市場別（単位：社）＞



（出典）取引所データより審査会作成

図表 I - 3 - 15 <新規上場国内会社数の推移：上場時の監査事務所規模別（単位：社）>



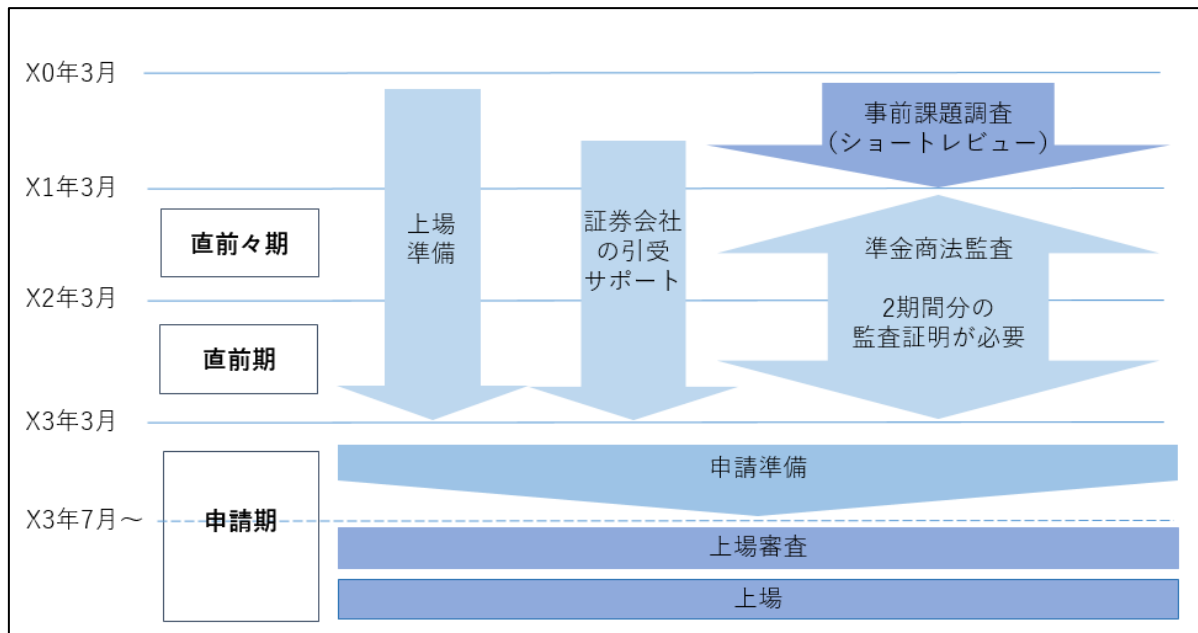
（注）令和5年12月1日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、合併前の PwC 京都監査法人が新規上場に関与したものは準大手に区分している。

（出典）取引所データより審査会作成

監査法人の多くは、IPO を支援することは企業を成長させ、経済社会の発展につながるため、IPO 監査を受嘱することを監査法人の使命として認識している。

ただし、IPO 監査は被監査会社の内部管理体制が脆弱である等の監査リスクが相対的に高い場合が多く、IPO の時点で既に不正な会計処理が行われていたような事案も発生している。これらを踏まえ、IPO 監査の受嘱に関しては通常よりも契約リスク等を慎重に検討する方針を取っている監査法人が多い。

図表 I - 3 - 16 <IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



（出典）審査会作成

■IPO 支援業務の状況■

株式の上場のためには、上場する期（申請期）の直前2期について、金商法第192条の2第1項の規定に準ずる監査（以下「準金商法監査」という。）が必要とされている。また、準金商法監査契約の締結前には一般的に事前課題調査（ショートレビュー）を実施することにより、上場に向けた課題を洗い出し、課題を解決していくことが上場準備作業の大まかな流れである。当該事前課題調査や課題を解決していくためのサポート業務を監査事務所に依頼することも多く、監査事務所は、当該業務を非監査業務として受嘱している。監査事務所が非監査業務として実施する IPO 関連の支援業務としては、例えば以下がある。

- ・事前課題調査（ショートレビュー）
- ・経営管理体制構築支援
- ・内部統制構築支援
- ・決算早期化支援
- ・上場申請書類の作成支援

中小規模監査事務所に対する報告徴収（全て中小監査法人で52法人を対象）によると、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況に関し、「監査業務を提供」又は「非監査業務を提供」しているとの回答率が、令和5事務年度は全体の65%であったところ、令和6事務年度は全体の72%と増加しており、上述の上場時の監査事務所規模別のシェア率が示すとおり、中小監査法人による IPO 準備会社への業務提供機会が増加傾向にある。また、一部の中小監査法人においては、IPO 準備会社への業務提供に特化した経営方針により、大幅な成長を続けている事例もみられる。

審査会としては、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査や報告徴収等を通じて、IPO 準備会社等に対する監査業務等の提供に係る課題の有無を確認していく。